

一般社団法人 日本建築あと施工アンカー協会

会員に関する規程

制定日	平成26年9月18日
施行日	平成26年12月1日
改訂日	平成29年12月7日
決裁機関	理事会
分類	経営基本規程
版	第3版

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会（以下「協会」という。）
定款第3章（会員）について必要な事項を定めるものとする。

(会員資格)

第2条 本協会の会員資格は、次の通りとする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員は、本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人
- (3) 技術者会員は、本協会の目的に賛同して入会した、あと施工アンカーの技術者
- (4) 特別会員は、あと施工アンカーの設計及び施工技術に関する知識を有するもので、
本協会の事業を後援するため入会した個人

(資格要件)

第3条 正会員の資格要件は次のとおりとする。

- (1) あらゆる法令の他、本協会の定款及び規程等を遵守できること。
- (2) 本協会の求めるところにより、委員会、部会、資格試験および講習会その他の事業活動に人材の派遣等の人的協力ができること。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載または未記入或いは誤記がないこと。
- (4) 過去に本協会の定款およびその他の規程並びに法令に違反したことを理由として除名処分を受けたことがないこと。
- (5) 正会員2団体または2名（個人正会員）の推薦を得ていること。
- (6) 団体会員にあっては、あと施工アンカー関連業務の経験・実績が3年以上あり、健全な団体経営が維持されていること。
- (7) 団体会員にあっては、本社および支社、支店、営業所或いは事業所等であと施工アンカーの製造、販売または施工を業とする出先機関が所在する支部の支部会員になること。但し、当該支部に2か所以上の出先機関が所在する場合は、当該支部会員は1か所でよいものとする。
- (8) あと施工アンカーの施工業を営む会社にあつては、本協会の技術者資格を保有する者が3人以上（1人は第1種あと施工アンカー施工士またはあと施工アンカー技術管理士）在籍すること。
- (9) あと施工アンカーの施工業を営む会社にあつては、建設業許可を得ていることおよび社会保険に加入していること。

2 賛助会員の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 正会員に該当しないこと。
- (2) 本協会の事業に賛同し、その事業活動を賛助できること。
- (3) 協会の規定を遵守し、業界発展のため協調できること。

- (4) 正会員の推薦を得ていること。
- 3 技術者会員の資格要件は次のとおりとする。
 - (1) 次に示す技術者会員としての資格を有すること。
 - a. 技術者資格認定制度によりあと施工アンカー技術者の認定資格登録をしたもの。
但し、専門業者として「あと施工アンカー」の事業活動を行っていないもの。
 - b. aに準じるものと認められるあと施工アンカー技術者。
 - (2) 協会の規定を遵守し、業界発展のため協調できること。
 - (3) 正会員の推薦を得ていること。
 - (4) その他理事会が必要と認めたもの。
- 4 特別会員の資格要件は次のとおりとする。
 - (1) あと施工アンカーの設計及び施工技術に関する知識を有するもの。
 - (2) 本協会の事業を後援すること。
 - (3) 部会、委員会または支部の推薦を得ていること。
 - (4) 本人が承諾すること。

(入会手続)

第4条 正会員になろうとするものは、次の書類を会長宛に提出するものとする。

- (1) 正会員入会申込書
 - (2) 支部会員入会申込書
 - (3) 入会推薦書
 - (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書
 - (5) 会社登記簿謄本
 - (6) 直近3年の財務諸表
 - (7) 労働保険概算保険料申告書（写）
- 2 賛助会員になろうとするものは、次の書類を会長宛に提出するものとする。
- (1) 賛助会員入会申込書
 - (2) 入会推薦書
 - (3) 反社会的勢力排除に関する誓約書
- 3 技術者会員になろうとするものは、次の書類を会長宛に提出するものとする。
- (1) 技術者会員入会申込書
 - (2) 入会推薦書
 - (3) 反社会的勢力排除に関する誓約書
 - (4) あと施工アンカー技術者であることを証する書面（認定資格登録証のコピーにて可）
- 4 特別会員になろうとするものは、次の書類を会長宛に提出するものとする。
- (1) 特別会員推薦入会申込書
 - (2) 本人（被推薦者）の承諾書

(審査手続)

第5条 正会員の入会申込を受領したときは、次の手順で審査し、入会の可否について、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 会長は、提出書類に不備が無いことを確認し、関係支部（入会申請のあった支部を含む）の意見を聴取する。
 - (2) 関係支部は幹事会で協議し、支部の意見を付して会長宛に提出する。
 - (3) (1),(2)の結果を踏まえ、運営委員会で事前確認を行い、入会の可否について、理事会の承認を得るものとする。
 - (4) 入会後に支部会員の入会申請があった場合は、上記(1),(2),(3)に準ずるものとする。
- 2 賛助会員の入会申込を受領したときは、提出書類に不備が無いことを確認し、運営委員会で事前確認を行い、入会の可否について、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 技術者会員の入会申込を受領したときは、提出書類に不備が無いことを確認し、運営委員会で事前確認を行い、入会の可否について、理事会の承認を得るものとする。
 - 4 特別会員の入会申込を受領したときは、提出書類に不備が無いことを確認し、運営委員会で事前確認を行い、入会の可否について、理事会の承認を得るものとする。

(資格の取得)

第6条 会員資格の取得は次のとおりとする。

- (1) 正会員：理事会で承認され入会金、年会費（支部会員入会申込があった場合は、支部の年会費を含む）の納入が確認された日
但し、入会後に支部会員入会申込があった場合は、理事会で承認され年会費の納入が確認された日
- (2) 賛助会員：理事会で承認され年会費の納入が確認された日
- (3) 技術者会員：理事会で承認された日
- (4) 特別会員：理事会で承認された日

(入会金および会費)

第7条 入会金および会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員：入会金 300,000 円、年会費 120,000 円
特別年会費（加算）A 区分 120,000 円、B 区分 60,000 円
A 区分 従業員 100 名以上の製造業会員
B 区分 A 区分以外の製造業会員
- (2) 賛助会員：入会金 0 円、年会費 30,000 円／口
但し口数は、三口以上とし入会の際定める
- (3) 技術者会員：入会金 0 円、年会費 0 円
- (4) 特別会員：入会金 0 円、年会費 0 円

- 2 支部会員となった正会員は、所属支部の規程に基づき所定の支部会費を別に納めなければならない。
- 3 入会承認日より 30 日以内に、入会金および会費を納入しなければならない。入会が事業年度の途中であったときは、会費を月割りとする。
- 4 会費は、年額一時払いとし、前事業年度内（毎年 4 月 1 日まで）に納入しなければならない。但し、本人の申出（自動振込承諾書添付）により毎月払いとすることが出来る。
- 5 当該事業年度の会費をその年度の 4 月末日までに納入しない会員に対しては、第 8 条の会員の特典を会費が納入された月まで停止する。
- 6 正会員に再入会したときは、入会金を納入しなければならない。

（会員の特典）

第8条 会員の特典は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、法律上の社員として議決権 1 個を有し、定款第 19 条に定める総会の議決事項に対し議決権を行使することができる。
- (2) 正会員は、本協会の定款及び規則等の定めに基づいて、本協会の役員及び部会長等の選任を受けることができる。
- (3) 正会員および技術会員は、本協会が実施する資格認定試験および一般技術講習・更新講習の受験料および受講料の優遇料金の適用を受けることができる。
- (4) 正会員で製品供給を業とする者は、製品認証申請の資格が付与される。
- (5) 正会員および賛助会員は、会員証の交付を受けることができる。
- (6) 会員は、本協会の事業（部会および委員会活動を含む）活動に参加することができ、その活動の成果並びに関連情報および資料等の提供を受けることができる。
- (7) 会員は、機関誌「あと施工アンカー」および会員名簿の配布を受けることができる。
- (8) 会員は、協会主催または講演の講演会・研修会その他催しへの参加および参加費の優遇料金の適用を受けることができる。
- (9) 会員は、関係優良図書の割引斡旋を受けることができる。
- (10) 会員は、機関紙「あと施工アンカー」への広告掲載および各種 PR 事業への参加ができる。
- (11) 会員は、JCAA ホームページへの社名・電話番号・所在地などを掲載することができる。
- (12) 会員は、業界に関する法令・通達および主官庁の諸施策等の周知並びに統計等の情報提供を受けることができる。

（会員証）

第9条 正会員及び賛助会員には、会員証を交付する。

- 2 会員証には以下の内容を記載する。
 - (1) 会員の種類：正会員・賛助会員の別
 - (2) 発行年度
 - (3) 当該会員名（団体会員の場合は団体名、個人会員の場合は個人名）
 - (4) 会員所在地
 - (5) 登録番号（企業コード）
 - (6) 会員証の発行日
 - (7) 発行主体：一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会・代表理事名とその押印
- 3 会員証の発行時期は次の通りとする。
 - (1) 発行は当該年度の通常総会終了後とする。但し会費入金確認後とし、途中入会の場合は、月割り会費の納入時点とする。
 - (2) 当該年度の会費納入がないときや遅延したとき等は、その間発行・交付を見合わせるものとする。
 - (3) 原則として発行年度の中で住所等の変更があった場合でも、当該年度中ではこのための修正は行わず、次年度発行時に修正会員証を発行するものとする。
- 4 会員証の代金は原則として次の通りとする。
 - (1) 1団体または1名あたり1枚は無料とする。
 - (2) さらに追加要望がある場合は、実費を徴収する。

（会員の務め）

第10条 会員は次の務めを果たすものとする。

- (1) 法令や社会的規範を遵守し、高い倫理観に根差した公正で健全な事業活動を行うと共に、法令及び倫理規範の遵守並びに違反防止について、社内組織及び関係先に対し周知徹底と定着を図る。法令及び倫理規範に違反する事態が生じたときは、速やかに、事実関係を含むその内容を記した文書をもって本会に報告する。
- (2) 本会の定款及びその他の規則を遵守し、総会、理事会、部会及び委員会その他の決定に従う。
- (3) 本会の部会や委員会活動のほか講習会その他の事業活動に対し、本会から委員や講師の派遣等の人的支援・協力の要請があったときは、これに最大限協力する。
- (4) 官公庁等の公的機関からの要請への対応及び当該機関への意見・要望の提出並びに関連諸団体との連携のため、本会が実施する統計調査及び各種アンケート調査並びに資料や情報提供の指示・要請に対しては、遅滞なくこれを履行する。
- (5) 本会の活動を通じて知り得た情報は、秘密に保持し、これを第三者に漏洩しない。また、会の事業活動の成果及び知り得た情報を私的に利用又は流用しない。

(個人会員の資格継承)

第11条 個人の資格で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格を喪失し、第三者への会員資格の継承はできない。

(団体会員の資格継承)

第12条 団体の資格で入会した会員が、分社、合併等により設立した団体に会員の資格を継承した場合、速やかに書面によりその旨を代表理事に通知しなければならない。新規に設立した団体への株式保有が過半数を超えている場合は資格を継承したものとし新たに入会金を請求しない。過半数未満の場合は新たためて入会手続きをしなければならない。

(任意退会)

第13条 会員は、理事会の決議を経て理事会において別に定める退会届(様式5)を代表理事に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(提出金品の不返還)

第16条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

(改正)

第17条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

